

<p>国鉄改革完遂！ 当たり前の労働運動を 前進させよう！ JR 東海労に 結集しよう！</p>	<p>J R 東海労</p>	<p>静岡</p>	<p>J R 東海労働組合静岡地方本部 〒420-0851 静岡市葵区黒金町 68 番地 N T T 054-284-3608 発行責任者 半場弘恭 2020 年 12 月 28 日 No.16</p>
------------------------------------------------------------------	--------------------	-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

申第 11 号「令和 3 年 3 月ダイヤ改正に関する申し入れ」

行路の問題点と労働条件改善について要求

12月13日に会社より提案された「令和3年3月ダイヤ改正について」に対し、静岡地本は各分会からの意見を受け、各行路の問題点解消と労働条件改善に向けて、申第11号で申し入れを行いました。

申第 11 号の要旨

- 折り返し運転作業は 8 分以上確保すること。とりわけ豊橋における 4 分（浜松 125 行路 939M～948M）を解消すること。
- 順方向への乗り継ぎ時間は 3 分以上、電話乗り継ぎは 5 分以上を確保すること。
- 日勤行路の終了時刻は、長距離通勤者や在宅休養時間等に配慮し 19 時前とすること。若しくは日勤行路を無くすこと。
- 泊行路の出勤時刻は前泊とにならないよう 9 時以降とすること。とりわけ沼津運輸区 167 行路は、前行路の明けで指導訓練を指定されると午後訓練となり、8:06 の出勤では休養が不十分となる。出勤時間を遅くするか、166 行路と 167 行路を入れ換えること。
- 泊行路の明けは、拘束時間を 5 時間程度とすること。とりわけ静岡運輸区 11 行路で明けの拘束時間を短縮するため最後の 130M 出区担当作業を最初に持ってくること。
- 熱海駅における特急踊り子 E 257 系の分割作業については、J R 東海乗務員に分割に関わる作業を行わせないこと。
- 出発点呼時における一口諮問は、その内容を指導訓練や指導掲示等で行うようにし廃止すること。